山鹿市有料広告掲載要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、本市が発行する「広報やまが」（以下「広報」という。）及びインターネット上で公開する山鹿市ホームページ（以下｢ホームページ｣という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

　（広告の内容）

第２条　掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(2)　公序良俗に反するもの

（3)　その他広報及びホームページに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

２　前項に定めるもののほか、広告の掲載に関する基準は、別に定める。

　（広告の掲載順位）

第３条　広告の掲載順位は、次のとおりとする。ただし、同順位の広告が２以上あるときは、申込み順によるものとする。

(1)　事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告

(2)　市内に事業所等を有する企業等に係る広告

(3)　前２号に掲げるもの以外の広告

　（掲載の申込み）

第４条　広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式第１号）に、掲載を希望する広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

２　１回につき申込みのできる広告の掲載回数及び掲載期間は、次のとおりとする。

　(1)　広報　１回、３回又は６回

　(2)　ホームページ（１月を単位とする。）　１月、３月又は６月

　（広告掲載の決定等）

第５条　市長は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、広告掲載通知書（様式第２号）又は広告不掲載通知書（様式第３号）により、申込者に通知するものとする。

２　広告掲載通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、掲載広告の完全な版下又はデジタルデータを市長に提出するものとし、市は一切、内容の修正等は行わないものとする。なお、版下の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

　（広告の規格等及び掲載料）

第６条　広告の掲載場所、規格及び掲載枠数は、次のとおりとする。

　(1)　広報

　　ア　掲載場所　１日号の案内板のページ最下段

　　イ　規格　１枠当たり縦４９ミリメートル、横１７７ミリメートル

　　ウ　掲載枠数　１掲載号につき最大６枠

(2)　ホームページ

　　ア　掲載場所　トップページ内の市長が指定する位置

　　イ　規格　市長が指定する大きさのバナー広告。この場合において、画像形式はＧＩＦ（アニメーション可）又はＪＰＥＧによるものとし、容量は１０キロバイト以下とする。

　　ウ　掲載枠数　最大１０枠

２　広告の掲載料は、別表のとおりとする。

　（掲載料の納入）

第７条　広告主は、市長が指定する期日までに、掲載料を納入しなければならない。

　（掲載料の返還）

第８条　既納の掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責によらない理由で広告を掲載できなかった場合は、掲載料を返還することができる。

　（広告掲載の取消し）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定又は掲載を取り消すことができる。

(1)　指定する期日までに掲載料を納入しないとき。

(2)　指定する期日までに広告版下を提出しないとき。

(3)　その他広告の掲載に支障があると市長が認めるとき。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成１９年　７月　１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２６年１１月２５日から施行する。

別表（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載回数又は掲載期間 | 金額（１枠当たり） |
| １回又は１月 | 　　１５，０００円 |
| ３回又は３月 | 　　４３，６５０円 |
| ６回又は６月 | 　　８５，５００円 |

様式第１号（第４条関係）

広告掲載申込書

　　　令和　　年　　月　　日

　（宛先）山鹿市長

〒

住　所

（申込者）　氏　名　　　　　　　　　　　　印

電　話

ＦＡＸ

Ｅメール

　広報やまが又は山鹿市ホームページに、次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

１　掲載希望期間

　(1)　広報（ただし、各月１日号のみ）

　　　　　　　　　　月１日号から　　　月１日号まで

　(2)　ホームページ　　　年　　月から　　　年　　月まで

　　（リンクするホームページのＵＲＬ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　広告の掲載原稿　別紙のとおり